

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退職し、かつ、引き続いて副知事及び常勤の監査委員となった場合を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、<u>教育長</u>、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退職し、かつ、引き続いて副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員となった場合を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる<u>特別職の職員</u>の区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(3) [略]
 3～5 [略]
 附 則
 1～37 [略]

別表第1 (第3条関係)

名 称		給料、議員報酬又は報酬
[略]		
県議会の議員	[略]	
教育委員会の委員	委員長	月額 189,000円
	委員長職務代理者	[略]
	[略]	
[略]		

別表第2 (第7条、第8条関係)

[略]	[略]
県議会の議員	
教育委員会の委員	
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(3) 教育長 100分の25

(4) [略]
 3～5 [略]
 附 則
 1～37 [略]

38 知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円とする。

別表第1 (第3条関係)

名 称		給料、議員報酬又は報酬
[略]		
県議会の議員	[略]	
教育長		月額 760,000円
教育委員会の委員	教育長職務代理者	[略]
	[略]	
[略]		

別表第2 (第7条、第8条関係)

[略]	[略]
県議会の議員	
教育長	
教育委員会の委員	
[略]	
[略]	

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教育長等に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第1条、第10条、別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。

3 改正法附則第5条の規定に基づき知事が教育長（改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項の教育長をいう。）の職務を行う者の指名をした場合においては、当該指名を受けた者を改正後の条例別表第1に規定する教育長職務代理者とみなして、同表の規定を適用する。

(教育委員会の委員長等に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第12条第1項の委員長である者又は同条第4項の規定による指定を受けた委員である者並びにこの条例の施行の日以後に改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第12条第1項の規定により選挙された委員長及び同条第4項の規定により指定された委員については、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

5 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岩手県条例第40号）は、廃止する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置)

6 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、前項の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる教育公務員特例法」とする。